

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	積水化学工業株式会社		コード	4204
提出日	2023/5/25	異動(予定)日	2023/6/22	
独立役員届出書の提出理由	・定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	大枝 宏之	社外取締役	○														○	訂正・変更	有
2	野崎 治子	社外取締役	○														○	訂正・変更	有
3	肥塚 見春	社外取締役	○														△		有
4	宮井 真千子	社外取締役	○														○		有
5	畑中 好彦	社外取締役	○														○	新任	有
6	藁毛 良和	社外監査役	○														○		有
7	新免 和久	社外監査役	○														△	新任	有
8	田中 健次	社外監査役	○														○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		<p><社外取締役とした理由> 大枝宏之氏は、当社の社外取締役就任後、国内最大手製粉会社の経営者として培われたグローバルな企業経営や経営戦略、海外M&Aの実施などの幅広い経験と手腕を活かし、取締役会において当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っています。また、指名・報酬等諮問委員ならびにダイバーシティ推進委員として、各委員会において適宜必要な発言を行っています。以上の理由によって、当社グループの企業価値向上に寄与していただけるものと判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者となりました。</p> <p><独立役員に指定した理由> 同氏は、「4. 補足説明」に記載の当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、社外役員としての独立性を有しています。このことから、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員として指定しました。</p>
2	野崎治子氏が理事として業務執行を務めております京都大学との間に営業上の取引並びに同大学への寄付がありますが、直近事業年度における同大学経常収益および当社の売上高それぞれに対する取引金額の割合は、それぞれ1%未満であり、当社の「社外役員の独立性に関する基準」の要件および東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていますので、同氏は社外取締役としての独立性を十分に有していると判断しています。	<p><社外取締役とした理由> 野崎治子氏は、当社の社外取締役就任後、人事、教育に関する経験と実績、ダイバーシティ推進、次世代育成等に関する高い見識を活かし、取締役会において当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っています。また、指名・報酬等諮問委員ならびにダイバーシティ推進委員長として、各委員会において適宜必要な発言を行っています。以上の理由によって、当社グループの企業価値向上に寄与していただけるものと判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者となりました。</p> <p><独立役員に指定した理由> 同氏は、「4. 補足説明」に記載の当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、社外役員としての独立性を有しています。このことから、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員として指定しました。</p>
3	肥塚見春氏が2016年まで業務執行を務めておりました株式会社高島屋との間に営業上の取引がありますが、直近事業年度における当社および同社の売上高それぞれに対する取引金額の割合は、いずれも1%未満であり、当社の「社外役員の独立性に関する基準」の要件および東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていますので、同氏は社外取締役としての独立性を十分に有していると判断しています。	<p><社外取締役とした理由> 肥塚見春氏は、当社の社外取締役就任後、百貨店における長年の経営経験に加え、多様な業界での経営の経験と実績を活かし、取締役会において当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っています。また、指名・報酬等諮問委員ならびにダイバーシティ推進委員として、各委員会において適宜必要な発言を行っています。以上の理由によって、当社グループの企業価値向上に寄与していただけるものと判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者となりました。</p> <p><独立役員に指定した理由> 同氏は、「4. 補足説明」に記載の当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、社外役員としての独立性を有しています。このことから、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員として指定しました。</p>
4		<p><社外取締役とした理由> 宮井真千子氏は、当社の社外取締役就任後、複数の上場企業の社内役員を務め、消費者を意識した職務を中心に、当社とは異なる業界での幅広い職務経験と実績を活かし、取締役会において当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行いました。また、指名・報酬等諮問委員ならびにダイバーシティ推進委員として、各委員会において適宜必要な発言を行っています。以上の理由によって、当社グループの企業価値向上に寄与していただけるものと判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者となりました。</p> <p><独立役員に指定した理由> 同氏は、「4. 補足説明」に記載の当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、社外役員としての独立性を有しています。このことから、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員として指定しました。</p>

5		<p><社外取締役とした理由> 畑中好彦氏は、アステラス製薬株式会社で役員の職を歴任し、欧米など海外での豊富な経験で培われたグローバル企業経営に関する幅広い見識に加え、経営企画責任者としての経験から企業統合等に関する高い知見を有しています。これらの経験と実績から当社グループの経営に適切な助言を行っていただくことを期待し、企業価値向上に寄与していただけるものと判断したため、同氏を社外取締役候補者としました。</p> <p><独立役員に指定した理由> 同氏は、「4. 補足説明」に記載の当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、社外役員としての独立性を有しています。このことから、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員として指定しました。</p>
6		<p><社外監査役とした理由> 養毛良和氏は、弁護士として、事業再生、企業再編・M&A、コンプライアンス・内部統制等の企業法務全般において豊富な実績と高い見識を持っています。当社の監査役就任以来、取締役会および監査役会において企業法務の専門的見地から有益な意見・提言を行っており、監査役会および取締役会の監督機能の向上に貢献いただいていますので、同氏を引き続き社外監査役に選任しています。</p> <p><独立役員に指定した理由> 同氏は、「4. 補足説明」に記載の当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、社外役員としての独立性を有しています。このことから、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員として指定しました。</p>
7	<p>新免和久氏が2021年まで業務執行を務めておりました有限責任監査法人トーマツとの間に営業上の取引がありますが、直近事業年度における当社および同社の売上高それぞれに対する取引金額の割合は、いずれも1%未満であり、当社の「社外役員の独立性に関する基準」の要件および東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていますので、同氏は社外取締役としての独立性を十分に有していると判断しています。</p>	<p><社外監査役とした理由> 新免和久氏は、公認会計士として専門的知見と豊富な監査経験を有しており、当社グループが持続的な企業価値向上を目指すに当たり適切な人材であると考えます。加えて、大手監査法人のパートナーとしてのマネジメントも経験されており、社外監査役として職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、同氏を社外監査役候補者となりました。同氏は直接会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由に基づき、社外監査役として職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。</p> <p><独立役員に指定した理由> 同氏は、「4. 補足説明」に記載の当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、社外役員としての独立性を有しています。このことから、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員として指定しました。</p>
8		<p><社外監査役とした理由> 田中健次氏は、品質管理ならびに、システムの信頼性・全性に高い見識と豊富な経験を有し、またこれまでに数多くの企業との共同研究の実績を有しており、これらを当社の監査に反映していただくため、新たに社外監査役候補者となりました。同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、社外監査役として職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。</p> <p><独立役員に指定した理由> 同氏は、「4. 補足説明」に記載の当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、社外役員としての独立性を有しています。このことから、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員として指定しました。</p>

4. 補足説明

<p>当社は、以下のとおり「社外役員の独立性基準」を定めており、以下のすべての要件を満たす者を社外役員候補者として指名しています。</p> <p>「社外役員の独立性基準」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現在および過去において当社または当社グループの業務執行取締役、執行役員、支配人その他の使用人でないこと。 2. 当社グループから、役員としての報酬以外に年額1,000万円を超える金銭その他の財産を、受けていないこと。 3. 当人および本務会社（注1）が、当社の主要株主（注2）でないこと。 4. 本務会社の事業が、当社の主要な事業（注3）と競合していないこと。 5. 本務会社が当社の主要な取引先（注4）でないこと。 6. 本務会社が当社の主要な借入先でないこと。 7. 就任前5年間に於いて、当社の会計監査人である監査法人に所属する者でないこと。 8. 当社の業務執行取締役が、本務会社の取締役を兼任していないこと。 9. 上記1～8で就任を制限している者の親族（注5）でないこと。 <p>（注）1. 「本務会社」とは、社外役員候補者が他社の業務執行者である場合の当該他社をいいます。 2. 「主要株主」とは、保有する当社の株式数が上位10位以内である株主をいいます。 3. 「当社の主要な事業」とは、当社の事業報告に開示したカンパニーの主要な事業をいいます。 4. 「主要な取引先」とは、当社との取引が、当社または当該取引先の連結売上高に占める割合が2%以上である会社をいいます。 5. 「親族」とは、配偶者または二親等以内の親族もしくは同居の親族をいいます。</p>

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。